

第2回「門川町新庁舎建設町民審議会」会議内容

日時：平成29年5月16日（火）13：30～15：35

場所：役場3階会議室

傍聴：3名

1. 開会：委員4名欠席（13：30開始）

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 町民アンケート調査結果について

委員A：回収率が33.6%となっているが、アンケートの回収率として33.6%というのは、アンケートとして、利用できる数値なのか。

事務局：日向市、延岡市も庁舎建設に関するアンケートを実施しており、日向市、延岡市の回収率は、日向市33.8%、延岡市50.3%でした。また近年の他市町村の実績は、沖縄県豊見城市33.4%、茨城県石岡市32.3%、香川県丸亀市38.5%となっており、大半が30%台だった為、今回のアンケート調査は妥当と判断し基本構想、基本計画の方を作成していきたいと思っています。

委員B：庁舎内の職員の意見を十分取り入れて欲しいという意見が上がっているが、その辺の取り入れ方はどういうふうに行うのか。

事務局：現在、庁舎内で6人の部員で作業部会を組織し、検討をしており、基本構想策定後に基本計画の策定になれば各課から一人召集しまして、そこでまた議論を深めていきたいと思っています。

事務局：庁舎内部だけではなく、オフィス環境整備計画というのも計画しております。ここでは、アンケートの中にありました、分かりやすい表示の仕方や庁舎内の配置関係につきましても、計画の中で検討していきたいと思えます。

(2) 基本構想（素案）について内容の協議

「2 新庁舎建設の基本的な考え方（5）無駄を省いた経済的な庁舎」について

委員C：免震構造とフレキシビリティの両立は可能なのか。

事務局：可能と考えております。

「3 庁舎の位置及び敷地」について

委員D：高台移転の場合は町が所有している場所はあるのか？

事務局：町所有地を考えると、構想の素案を作成する前段階の庁舎内部のプロジェクトチームで候補地を検討しており、該当する町有地が無いわけではありません。

「4 庁舎の規模等」について

委員A：本庁舎の敷地面積と高台移転の敷地面積が同じ、しかしながら、延べ床面積は違いますが、現在は3階ですが、庁舎が縦に伸びるということなのか。

事務局：現庁舎の敷地面積が8,000㎡ということで、想定される敷地面積も8,000㎡は必要だろうという認識の上で、場所によっては高層になる可能性があります、その辺は駐車場との兼ね合いを見て、何階建てにするとか、窓口関係の課の配置等もスペースの基準になってきますので、その辺も考慮しながら計画していきたいと思います。

委員A：高台に移転した場合、現庁舎の跡地の利用はどうなるのか。売却ということも考えられると思いますが、どうなのか。

事務局：現段階では建設場所がまだ決定していない為、跡地の利用などはこれから検討していくことになると思いますので、具体的な考えはまだありません。

「7 事業スケジュール」について

委員B：基本設計と実施設計の期間が長いような気がするが、前倒しして本体工事をもう少し前に持ってくることはできるのか。

事務局：現在進めている基本構想の策定、その後に基本計画の策定に入り、その後は基本設計、実施設計となっていくような工程になります。基本計画が策定されて、それから基本設計、実施設計の方に移っていきます。基本設計と実施設計については、1年くらいかかるとみています。しかし、業者との打ち合わせで前倒しできるような話はしたいと思います。現段階では、今のスケジュールになると思います。

4. 次回町民審議会開催日時・場所について

委員E：住民説明会のときに、明確な候補地を言うのか。

事務局：アンケート調査による町民の意見としては、候補地を高台移転とするという回答が多い結果でしたので、場所についても高台移転という方針で考えていくということになると思います。また説明会の中で上がった意見などを集約して、構想に取り入れていきたいと思います。

委員E：五十鈴小学校が門川小学校と合併して、五十鈴小学校の跡地に新庁舎が出来るや、松寿園の跡地に出来るのではとの噂が出回っている。

委員F：候補地については、審議会でも出していきたいと思いますが、決定はあくまでも町に行ってもらいたい。

委員G：高台で財政負担が少ない場所があれば良いが、意見を求められても、明確な場所が決まっていない事には、造成費等の費用がどれくらい掛かるか分からない為、答えづらい。

事務局：アンケートの調査結果では、高台移転という意見が多かった為、その辺を視野に入れて考えているところです。ただ、まだ町民説明会等も終わっていないので町民の皆様 의견も聞きながら考えていきたいと思いますが、基本構想等でも考えている通り、街づくり関係でも、場所については入念に検討していかなければならないと考えています。皆様からの意見を参考にさせていただいて、最終的には町で決定したいと思います。

委員F：現在地でも「緊急防災・減災事業債」の使用は可能か。

事務局：緊急防災・減災事業債の原則は、高台移転です。しかし、周りに高台がない場合は現在地にマウントを築いて建設すれば活用可能ですが、6メートルほどのマウントを築く必要があります。信号機の高さが4.5メートルなのでそれ以上の高さになります。

現在、パソコンでイメージ図を作成していますので3回目で見てください、一つの判断材料としていただきたいと思います。また、比較表を出していますが、これはあくまでも用地があってそこに建てた場合の金額です。ですので、民有地の買収や造成費が更に必要になります。また、現在地での建て替えになれば、移転先の候補地の確保、仮設の庁舎、移転費用、期間的な課題があります。緊急防災・減災事業債では4年間という制限が出てきます。また、現在地でマウントを作ったとしても、津波被害で絶対崩れないという保証もありません。絶対安全といえば、高台だと思っております。

こういったこと含めて、3回目以降については、候補地と財源について、詳しく審議して頂きたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

5. 閉会（15：35分終了）